

議 案 第 8 号

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定め  
る政令の改正に準じ、介護補償額を引き下げるため。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和50年松戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「104,960円」を「104,730円」に改め、同項第2号中「56,930円」を「56,790円」に改め、同項第3号中「52,480円」を「52,370円」に改め、同項第4号中「28,470円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。